

令和3年(2021年)10月26日

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人員の制限（選挙管理委員会）
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人員の制限（選挙管理委員会）
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の参観人員の制限（選挙管理委員会）
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の参観人員の制限（選挙管理委員会）

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第六号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十月二十六日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等文書管理規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項ただし書を次のように改め、同項各号を削る。

ただし、定例又は軽易な起案は、総務課長と協議して定める帳簿若しくは用紙を用いる方法又は主務課長が定める方法により行うことができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第千七百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、熊谷中央土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年十月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任		
職名	氏名	住所
理事	浅見五兵	埼玉県熊谷市玉井千五百十四番地
同	矢田堀房雄	同 上奈良千三百六十二番地
同	鈴木康夫	同 玉井千六十八番地
同	持田英昭	同 玉井千百十番地
同	富岡清	同 中奈良二千三百五十九番地
同	鈴木正一	同 玉井千十九番地
同	中島とよ子	同 玉井千四百五十三番地
同	鯨井邦夫	同 玉井千八百九番地一
同	中島忠行	同 玉井千八百四十三番地二
同	田口清	同 代千二百三十八番地二
同	持田朝光	同 玉井千百二番地
同	森田竹一	同 久保島千十番地
同	持田隆夫	同 玉井千四百八十五番地
同	並木善明	同 玉井七十四番地一
同	石関久男	同 玉井千四百五十番地
同	渡辺芳信	同 玉井九十二番地
同	内田享一	同 玉井百七十七番地
同	鯨井正男	同 玉井千八百十八番地
同	富田健一	同 玉井千六百八十一番地一
同	島野進	同 玉井千九十四番地一
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	浅見五兵	埼玉県熊谷市玉井千五百十四番地
同	矢田堀房雄	同 上奈良千三百六十二番地
同	鈴木康夫	同 玉井千六十八番地

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事
富田健一	鯨井正男	内田享一	石関久男	並木善明	持田隆夫	森田竹一	持田朝光	田口清	中島忠行	鯨井邦夫	中島一彌	鈴木正一	富岡清	持田英昭
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	埼玉県熊谷市玉井千百十番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
玉井千六百八十一番地一	玉井千八百十八番地	玉井百七十七番地	玉井千四百五十番地	玉井七十四番地一	玉井千四百八十五番地	久保島千十番地	玉井千百二番地	代千二百三十八番地二	玉井千八百四十三番地二	玉井千八百九番地一	玉井千四百五十三番地	玉井千十九番地	中奈良二千三百五十九番地	

告 示

埼玉県告示第千七百七十八号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（境界点座標変換業務（令和三年南部））

三 作業地域

さいたま市南部建設事務所管内

四 作業期間

令和三年九月二十四日から令和四年三月十八日まで

告 示

埼玉県告示第千七百七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立久喜特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 3 年 8 月 23 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社協同バス 埼玉県行田市佐間 1 丁目 20 番 36 号

5 落札金額

243,404,700円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 3 年 7 月 13 日

告 示

埼玉県告示第千百八十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立蓮田特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和3年8月23日

4 落札者の氏名及び住所

関東自動車株式会社 埼玉県さいたま市浦和区仲町2丁目3番19号

5 落札金額

362,560,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年7月13日

告 示

埼玉県告示第千百八十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立特別支援学校坂戸ろう学園及び埼玉県立毛呂山特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和3年8月23日

4 落札者の氏名及び住所

丸大観光株式会社 埼玉県入間市扇町屋4丁目1番35号

5 落札金額

270,737,500円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年7月13日

告 示

埼玉県告示第千百八十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
総合文書管理システム機器等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年9月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
- 5 落札金額
121,638,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年7月20日

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

一 道路の種類 県道

二 路線名 下高野杉戸線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
北葛飾郡杉戸町大字下高野字後宿四 四九番五地先から同郡同町大字下高 野字後宿四五七番一地先まで		区 間
一一・三五〇 一三・〇五	八・八二〇 一一・〇二	敷地の幅員 (メートル)
一三三二・八一		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年十月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 島 勝

一 許可番号

令和三年七月十五日

指令川建セ第〇二〇一六一号

二 検査済証番号

令和三年十月二十二日

川建セ第〇三〇一三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸字イゴ田百四十四番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市大宮区榎引町一丁目八百七十五番一 ウイズ大宮二番館二〇二号

大関 尚久

告示

埼玉県選管告示第七十六号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所は次のとおりである。

令和三年十月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

選挙区名	日	時	場	所
第一区	令和三年十一月二日	午後二時三十分	さいたま共済会館 六〇一（第一ホ ル）	
第二区	令和三年十一月二日	午後二時四十五分		
第三区	令和三年十一月二日	午後三時		
第四区	令和三年十一月二日	午後二時三十分		
第五区	令和三年十一月二日	午後二時四十五分		
第六区	令和三年十一月二日	午後三時		
第七区	令和三年十一月二日	午後二時三十分		
第八区	令和三年十一月二日	午後二時四十五分		
第九区	令和三年十一月二日	午後三時		
第十区	令和三年十一月二日	午後二時三十分		
第十一区	令和三年十一月二日	午後二時四十五分		
第十二区	令和三年十一月二日	午後三時		
第十三区	令和三年十一月二日	午後二時三十分		
第十四区	令和三年十一月二日	午後二時四十五分		
第十五区	令和三年十一月二日	午後三時		

告 示

埼玉県選管告示第七十七号

令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所は次のとおりである。

令和三年十月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和三年十一月二日 午後四時

二 場所 さいたま共済会館 六〇一（第一ホール）

告 示

埼玉県選管告示第七十八号

令和三年十月三十一日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の日時及び場所は次のとおりである。

令和三年十月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和三年十一月二日 午後四時

二 場所 さいたま共済会館 六〇一（第一ホール）

告 示

埼玉県衆議選第一区告示第二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第一区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

令和三年十月二十六日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第一区選挙長 岡 田 昭 文

告 示

埼玉県衆議選第二区告示第二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第二区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

令和三年十月二十六日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第二区選挙長 岡 田 昭 文

告 示

埼玉県衆議選第三区告示第二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第三区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

令和三年十月二十六日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第三区選挙長 岡 田 昭 文

告 示

埼玉県衆議選第四区告示第二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第四区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

令和三年十月二十六日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第四区選挙長 山下 勝 矢

告 示

埼玉県衆議選第五区告示第二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第五区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

令和三年十月二十六日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第五区選挙長 山下 勝 矢

告 示

埼玉県衆議選第六区告示第二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第六区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

令和三年十月二十六日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第六区選挙長 山下 勝 矢

告 示

埼玉県衆議選第七区告示第二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第七区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

令和三年十月二十六日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第七区選挙長 山 根 隆 治

告 示

埼玉県衆議選第八区告示第二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第八区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

令和三年十月二十六日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第八区選挙長 山 根 隆 治

告 示

埼玉県衆議選第九区告示第二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第九区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

令和三年十月二十六日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第九区選挙長 山根 隆 治

告 示

埼玉県衆議選第十区告示第二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

令和三年十月二十六日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十区選挙長 福 永 信 之

告 示

埼玉県衆議選第十一区告示第二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十一区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

令和三年十月二十六日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十一区選挙長 福 永 信 之

告 示

埼玉県衆議選第十二区告示第二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十二区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

令和三年十月二十六日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十二区選挙長 福 永 信 之

告 示

埼玉県衆議選第十三区告示第二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十三区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

令和三年十月二十六日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十三区選挙長 梶

一 之

告 示

埼玉県衆議選第十四区告示第二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十四区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

令和三年十月二十六日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十四区選挙長 梶

一 之

告 示

埼玉県衆議選第十五区告示第二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十五区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

令和三年十月二十六日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十五区選挙長 梶

一 之

告 示

埼玉県衆議選比例告示第一号

令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区における選挙分会の参観人員を十人に制限する。

令和三年十月二十六日

衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区埼玉県選挙分会長

岡 田 昭 文

告 示

埼玉県国審告示第一号

令和三年十月三十一日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の参観人員を十人に制限する。

令和三年十月二十六日

最高裁判所裁判官国民審査埼玉県審査分会長 山下 勝 矢